

**建築関係訴訟委員会への
鑑定人・専門委員・調停委員候補者
推薦依頼マニュアル**

令和4年9月6日

最高裁判所事務総局民事局

(建築関係訴訟委員会事務局)

目 次

I	建築関係訴訟委員会について.....	1
II	一般社団法人日本建築学会について.....	1
III	推薦依頼対象	1
IV	鑑定人又は専門委員（事件係属型）の手続の流れについて.....	3
V	民事調停委員又は専門委員（確保型）の手続の流れについて.....	8

資料 1－1 鑑定人候補者推薦依頼様式

資料 1－2 【記載例】鑑定人候補者推薦依頼

資料 2－1 専門委員候補者推薦依頼（事件係属型）様式

資料 2－2 【記載例】専門委員候補者推薦依頼（事件係属型）

資料 3－1 調停委員・専門委員（確保型）候補者推薦依頼様式

資料 3－2 【記載例】調停委員・専門委員（確保型）候補者推薦依頼

資料 4 進行状況報告書様式

I 建築関係訴訟委員会について

1 概要

建築関係訴訟委員会（以下「委員会」という。）は、建築関係訴訟委員会規則（平成13年最高裁判所規則第6号、以下「委員会規則」という。）に基づいて最高裁判所に設置された。委員会は、建築学関係者、法曹関係者等によって構成されており、①建築紛争事件の運営に関する共通的な事項についての調査審議及び②建築紛争事件における鑑定人、民事調停委員及び専門委員の各候補者（以下「鑑定人等候補者」という。）の選定を主な所掌事務としている。委員会事務局は、最高裁判所事務総局民事局が担当している。

2 鑑定人、民事調停委員及び専門委員の各候補者の選定事務

委員会は、委員会規則第2条第3号から第5号までに基づいて、各裁判所からの依頼を受けて、一般社団法人日本建築学会（以下「建築学会」という。）に対して鑑定人等候補者の推薦依頼を行っている。

II 一般社団法人日本建築学会について

建築学会は、明治19年（1886年）に創立された建築に関する学術、技術及び芸術の進歩発達を図ることを目的とする学術団体である。会員の所属は、研究教育機関、総合建設業、設計事務所をはじめ、官公庁、公社公団、建築材料・機器メーカー、コンサルタントなど多岐にわたっている。

III 推薦依頼対象

建築関係事件において、鑑定人等候補者の推薦依頼を行う必要がある事案を依頼の対象とする。

なお、建築関係事件とは、建築学等に関する専門的知識経験が必要とされる事件であり、主なものとしては建築工事の瑕疵等についての損害賠償請求事件、補修工事についての請負代金請求事件等が挙げられる。

推薦依頼に当たっては、医事関係事件とは異なり、各裁判体において候補者を見つけることができなかつたことは要件とされていない。

建築学会に対して鑑定人等候補者推薦を依頼する際の裁判所側の窓口は、建築関係訴訟委員会（事務局は最高裁民事局第二課民事訴訟係）に一本化されているため、裁判体から建築学会に対して直接推薦依頼を行うことはしない。

ただし、各庁において、司法支援建築会議の支部等との間で独自に鑑定人候補者の推薦を受ける仕組みを構築している場合には、その活用を妨げるものではない。

委員会への候補者推薦依頼対象及び手続の流れについての参照頁は以下のとおりである。

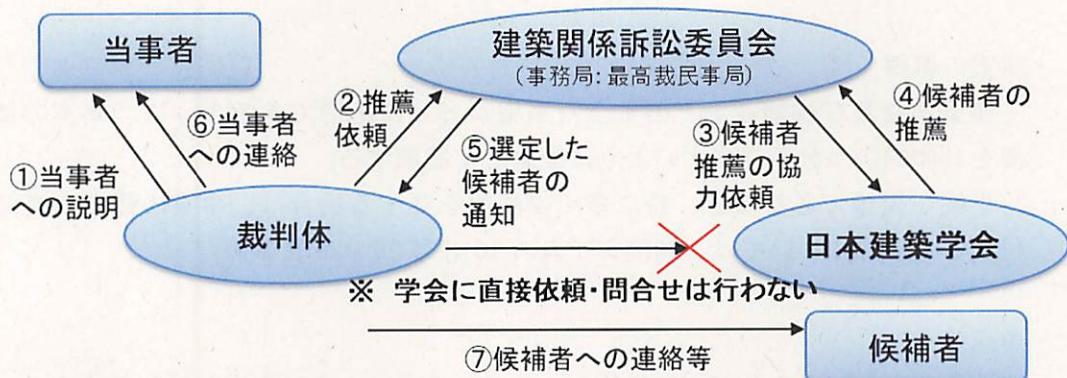
依頼対象	参照頁
鑑定人	3 頁
専門委員（事件係属型）※1	3 頁
民事調停委員	8 頁
専門委員（確保型）※2	8 頁

※1 専門委員（事件係属型）：具体的な事件が係属していることを前提に当該事件で要する専門委員の分野を特定して推薦依頼をする。

※2 専門委員（確保型）：具体的な事件を前提とせず専門委員として確保したい専門分野を特定して推薦依頼をする（例えば、ある分野の専門委員が退任されるが、後任が見つからない場合など）。

公益社団法人大木学会に鑑定人等候補者の推薦の協力をいただいている土木関係事件は、土木工学、土質工学、河川工学、水理学等に関する専門的知識経験が必要とされる事件であり、例えば、斜面の崩壊、地盤沈下や河川の氾濫等に起因する建築物等への被害についての損害賠償請求事件等が考えられる。地盤沈下による被害の場合であっても、地盤が建築物の基礎部分と接している場合には委員会に候補者の選定を依頼するケースになると考えられるため、各府において土木関係事件として依頼するのか建築関係事件として依頼するのか不明な場合には、事前に委員会事務局へ照会をする。

IV 鑑定人又は専門委員（事件係属型）の手続の流れについて



① 当事者への説明

依頼に当たっては、当事者に対して、委員会の性質（1頁参照）、選定手続（手続の流れ、訴訟関係書類が建築学会に送付されること）及び選定の結果、必ずしも希望のとおりとならない場合があることを説明し、あらかじめ了承を得ておく必要がある。

建築関係訴訟委員会の活動について（最高裁判所ウェブサイト）

<https://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/kentikukankei/index.html>

建築学会のウェブサイト（<https://www.ajj.or.jp/>）では同学会の活動が紹介されており、その中で候補者の推薦を担っている「司法支援建築会議」の活動内容が確認できる。

② 推薦依頼

資料1-1又は2-1の様式に従って、推薦依頼書を作成する（記載例は1-2又は2-2）。なお、作成に当たっては、分かりやすく簡潔で一覧性があるものになるよう留意するほか、次の点に注意する。

・担当裁判所

裁判所名、部署等を省略せずに、例えば、「〇〇地方裁判所民事第〇部〇係」のように、係名まで記載する。

・事件の表示

例えば、「令和〇〇年（〇）第〇〇〇号損害賠償請求事件」のように、事件名まで記載する。

・当事者

「外〇人」と省略せずに、全員を明記する。

・事案の概要

建築学会及び候補者がどのような事案か容易に把握できるように、事案の概要を具体的かつ分かりやすいように配慮して記載する。

事案が複雑であるなど、特に多くの説明を要する場合は、事案の概要書を添付する（形式については、判例タイムズ 1018 号 29～30 頁参照）。

・争点

ア 箇条書きにするなど、具体的かつ分かりやすいように配慮して記載する。

イ 別紙の引用については、その必要性を十分に吟味し、争点が多岐にわたる場合は、争点整理表及び瑕疵一覧表を添付する（争点整理表については判例タイムズ 1018 号 26～27 頁を、瑕疵一覧表については判例タイムズ 1454 号 27～28 頁を参照）。添付する場合も必要に応じて法律の専門家でなくても分かる表現に改めるなどの工夫をする。

ウ 争点整理未了の場合は、当事者の主張を整理して記載する。当事者の主張が多岐にわたる場合は、主張整理メモ等（形式は争点整理表と同様とする。）を添付する。

・鑑定事項（鑑定人候補者推薦依頼の場合のみ）

ア 箇条書きにするなど、具体的かつ分かりやすいように配慮して記載する。

イ 争点整理未了等により正式な鑑定事項が決定していない場合は、当事者の希望など暫定的なものでも構わないが、その旨も併記する。

・推薦に当たっての希望

ア 候補者の専門分野（構造、意匠、設備、材料、設計、施工等）について希望を記載する。

ただし、選定の結果、必ずしも希望のとおりとならない場合があることについて、当事者の了承を得ておく必要がある。

イ 希望内容について特に当事者と十分に協議をすることが望ましい。推薦依頼を受けた建築学会においては、事案にふさわしい候補者を推薦するために入念な手続を踏むなどの労を執られているため、事後的に当事者等との利害関係が明らかになるなどして、推薦された候補者を鑑定人等に選任できない事態が生ずることのないよう、候補者からの除外を希望する者については、当事者に十分確認する必要がある。もっとも、当事者等との具体的な関係が明らかでない多数の企業等を列挙して、これらに現に所属し、又は所属した

ことのある方を全て候補者から除外することを希望するなど、除外を希望する範囲が広範に過ぎると、候補者を推薦する建築学会に過度な負担をかけることになる上、結果的に候補者の推薦を得られなくなることもあり得るため、当事者の希望をそのまま記載するのではなく、各裁判体において、当事者等との間の利害関係の有無、程度を十分に吟味し、除外の必要性について当事者と認識を共有した上で、過不足がないように記載する。

利害関係に関しては、裁判体で十分に検討の上、必要な記載をしていただいているが、建築学会から推薦を受けた後に新たな利害関係が判明し、推薦された候補者を選任できないという事態が生じることがある。一旦推薦された候補者をお断りし、新たな候補者の推薦依頼をすることは建築学会に相当の負担をかけることになり、事情によっては、建築学会との間の信頼関係に悪影響が生ずる場合もあるため、推薦依頼書に記載していなかった事情により、建築学会から推薦を受けた鑑定人等候補者を選任できない事態とならないよう、当事者との利害関係の有無を含めた鑑定人等候補者に関する希望を当事者に十分確認していただき、その具体的な内容を推薦依頼書に記載していただくよう留意されたい。

・その他参考となる事項

従前の訴訟経過（争点整理中、争点整理終了等）、今後の進行予定（次回期日の日付、種別等）、関与方法（審理への立会の要否等）については可能な限り記載する。

依頼事案について、国等において事故調査委員会が設けられている場合には、その旨を明記するとともに、同委員会の委員名等が判明していればこれを列挙する。

・推薦依頼書の送信

委員会事務局（██████████）に、担当書記官から電子メールを利用して送信する。

推薦依頼は、隨時受け付けている。各裁判体において準備が整い次第、速やかに推薦依頼書を送信する。

・選定手続の進行状況の問合せ

選定手続の進行状況の問合せについては、委員会事務局にするものとし、建築学会に対して直接問い合わせることはしない。

③ 候補者推薦の協力依頼

委員会事務局から建築学会に候補者推薦の協力依頼を行う。

④ 候補者の推薦

建築学会から委員会事務局に候補者の推薦がされる（③の協力依頼から1か月から2か月程度）。

⑤ 選定した候補者の通知

委員会事務局から電子メールにより、担当書記官に候補者の氏名や連絡先等が通知される。

⑥ 当事者への連絡

⑤の通知を受けたときは、当事者へ速やかに連絡する。また、推薦された候補者が当該事件に利害関係を有しているか否かを確認し、鑑定人又は専門委員として指定等することに差支えがあると裁判体で判断した場合には、速やかに、委員会事務局に連絡をする。

⑦ 候補者への連絡等

推薦された候補者を鑑定人又は専門委員として指定等することに差支えがあると判断した場合を除き、速やかに推薦を受けた候補者に連絡を取る（専門委員の場合は、人事上の手続（任命手続）があり、任命されると非常勤の国家公務員の身分を取得することも伝える。）。連絡をする際には、事案の内容や手続の進行についての具体的な質問がされる場合もあるので、これに的確に回答できる担当者（裁判官が望ましい。）から連絡をする。

なお、候補者は、多忙な中で鑑定等に協力をしていることから、正式な選任までの間や選任された後において、状況報告等の連絡を遺漏なく行うとともに、候補者からメールや電話等で照会がされた場合には、迅速に対応する。

また、建築学会に対して連絡を取る必要がある場合には、委員会事務局を経由することとし、裁判体から直接建築学会に連絡をすることはしない。

候補者は非常に多忙であるため、上記の連絡・対応はできる限り迅速かつ丁寧に行う必要がある。

建築学会に対しては、鑑定人又は専門委員になることについて内諾をいただいた方の推薦をお願いしているが、候補者への対応に当たっては、推薦された時点で既に鑑定人又は専門委員になることが決定しているかのような印象を与えないよう注意する。

・鑑定人候補者の手続への関与について

実務上、鑑定人選任決定をする前に鑑定人候補者との間で事実上の打合せ等を行うことがあり得るが、鑑定人候補者に、鑑定人に選任する前に様々な労力面及び費用面での負担をかけてしまうと、その後に、鑑定を実施しないことになった場合、鑑定人候補者に無報酬で大きな負担をかけることになりかねない。

鑑定人選任決定前に一定の打合せを行う場はあると思われるが、その後に鑑定を実施しなくなる可能性は常にがあるので、選任決定前であることを鑑定人候補者に対して十分に説明するとともに、実質的な作業を依頼する前には、当事者から鑑定料の予納を得た上で選任決定をするなどの配慮をする。

⑧ 事案の進行状況の報告

推薦依頼のあった事案の進行状況については、委員会に報告を行うため、委員会事務局において把握しておく必要があることから、担当書記官は、鑑定人選任においては、選任決定時、鑑定書提出時に、専門委員指定においては、指定時に、資料4の進行状況報告書を利用し、その都度、委員会事務局()に電子メールで報告する。

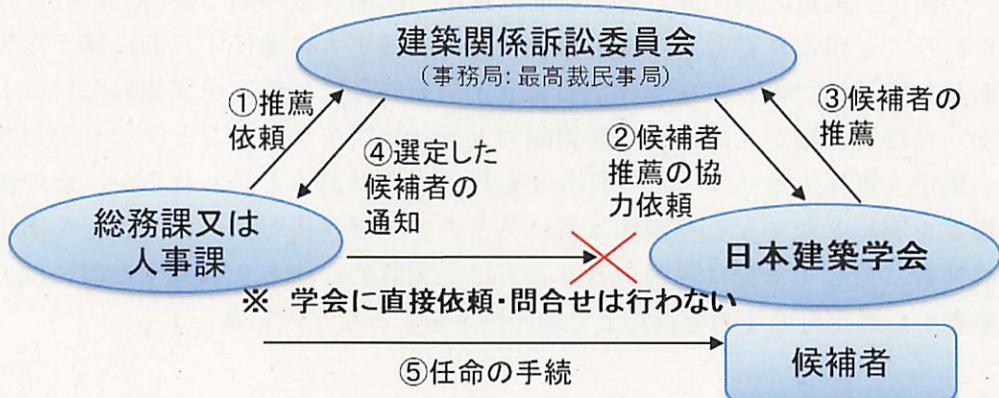
なお、鑑定不能になった場合や専門委員に任命しなかった場合等、鑑定の実施及び専門委員の関与に支障が生じたときには、委員会事務局に適宜の方法により連絡する。

⑨ 事件終局後の事務

担当書記官は、事件が終局したときは、資料4の様式に従って進行状況報告書に必要事項を記入し、電子メールにより委員会事務局()に送信する（事件終局時には委員会事務局から鑑定人又は専門委員に対して適時に礼状及びアンケート用紙の送付を行っているため、速やかに報告する。）。

また、委員会事務局から担当書記官に、裁判体に対するアンケート用紙を送付するので、回答後、担当書記官から委員会事務局（上記メールアドレス）に電子メールで返送する。

V 民事調停委員又は専門委員（確保型）の手続の流れについて



① 推薦依頼

資料3-1の様式に従い、候補者推薦依頼を作成する（記載例は資料3-2）。

専門分野については、分かる範囲で記載する。専門分野の特定が困難な場合には、「推薦に当たっての希望」欄にその旨記載する。その際には、建築学会において専門分野の特定をするのに資するよう、専門委員に説明を求めることが想定される典型的な事例を概括的に記載する。

推薦依頼書を委員会事務局（[REDACTED]）に電子メールを利用して送信する。当該推薦依頼書については、委員会事務局において記載に不備等がないかを確認した後、必要に応じて依頼元の事務局（総務課又は人事課）に修正等の依頼があるので、依頼を受けた事務局（総務課又は人事課）は速やかに検討の上対応する。

選定手続の進行状況の問合せについては、委員会事務局にするものとし、建築学会に対して直接問い合わせることはしない。

② 候補者推薦の協力依頼

委員会事務局から建築学会に候補者推薦の協力依頼を行う。

③ 候補者の推薦

建築学会から委員会事務局に候補者の推薦がされる（②の協力依頼から1か月から2か月程度）。

④ 選定した候補者の通知

委員会事務局から電子メールにより、依頼元の事務局（総務課又は人事課）に候補者の氏名や連絡先等が通知される。

⑤ 任命の手続

各庁の手続により民事調停委員又は専門委員の任命上申を行う（任命上申することに差支えがあると判断した場合には、速やかに、委員会事務局宛てに連絡をする。）。なお、その後専門委員として具体的な事件への関与が決まっても、資料4の進行状況報告書の提出は不要である。

一般社団法人日本建築学会への鑑定人候補者推薦依頼

令和 年 月 日

裁判所 支部民事第 部 係

担当裁判官

担当書記官

(T E L)

担当裁判所	
事件の表示	
当事者	
事案の概要	

争 点	
鑑定事項	
推薦に当たつ ての希望	
その他参考と なる事項	

一般社団法人日本建築学会への鑑定人候補者推薦依頼

令和●●年●●月●●日

●●地方裁判所●●支部民事第1部●係

担当裁判官 和光花子

担当書記官 白山太郎

(TEL 000-123-4567)

担当裁判所	●●地方裁判所●●支部民事第1部●係 裁判官 和光花子
事件の表示	令和●●年(ワ)第●●●号 請負代金請求事件
当事者	(原告) 有限会社霞が関工務店 (被告) 隼二郎
事案の概要	原告と被告は、令和元年11月11日、●●県●●市●●町所在の被告所有の居宅の改修工事(ピアノ室の設置等)につき請負代金2000万円の請負契約を締結した。原告は、同年12月1日、この契約に基づき着工し、令和2年1月23日に工事を完了し、同年2月2日に引き渡した。被告は、この間、本件契約の請負代金のうち合計1800万円を順次原告に支払った。 原告は、本契約に基づく請負残代金200万円の支払を求めている。 これに対し、被告は、本件改修工事後ピアノ室の隣のキッチンで水漏れが頻繁に発生するようになったのは施工上のミスによるものであり、また、ピアノ室の遮音性能も約定の程度に達していないなどと、本件改修工事の瑕疵を主張し、残代金の支払を拒絶するとともに、その修補を請求している。

争点	<ul style="list-style-type: none"> 施工上のミスの有無(別添争点整理表※参照)及び水漏れとの因果関係 本件ピアノ室の遮音性能が約定の程度に達しているか否か。 <p>※この記載例では省略</p>
鑑定事項	<ul style="list-style-type: none"> 被告が主張する瑕疵は本件改修工事により生じたものか。 本件ピアノ室の遮音性能の程度
推薦に当たつての希望	施工、音響を専門とする鑑定人候補者を推薦していただきたい。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 現在争点整理中である(訴状及び答弁書が提出された段階で、当事者双方も争点整理の早期から鑑定人の関与を望んでいる)。 審理に2回程度(1回1時間程度)立ち会っていただく必要がある。

一般社団法人日本建築学会への専門委員候補者推薦依頼

令和 年 月 日

裁判所 支部民事第 部 係

担当裁判官

担当書記官

(T E L)

担当裁判所	
事件の表示	
当事者	
事案の概要	

資料 2-1
(専門委員・係属型)

争点	
推薦に当たつての希望	
その他参考となる事項	

一般社団法人日本建築学会への専門委員候補者推薦依頼

令和●●年●●月●●日

●●地方裁判所●●支部民事第1部●係

担当裁判官 和光花子

担当書記官 白山太郎

(TEL 000-123-4567)

担当裁判所	●●地方裁判所●●支部民事第1部●係 裁判官 和光花子
事件の表示	令和●●年(ワ)第●●●号 請負代金請求事件
当事者	(原告) 有限会社霞が関工務店 (被告) 隼二郎
事案の概要	原告と被告は、令和元年11月11日、●●県●●市●●町所在の被告所有の居宅の改修工事(ピアノ室の設置等)につき請負代金2000万円の請負契約を締結した。原告は、同年12月1日、この契約に基づき着工し、令和2年1月23日に工事を完了し、同年2月2日に引き渡した。被告は、この間、本件契約の請負代金のうち合計1800万円を順次原告に支払った。 原告は、本契約に基づく請負残代金200万円の支払を求めている。 これに対し、被告は、本件改修工事後ピアノ室の隣のキッチンで水漏れが頻繁に発生するようになったのは施工上のミスによるものであり、また、ピアノ室の遮音性能も約定の程度に達していないなどと、本件改修工事の瑕疵を主張し、残代金の支払を拒絶するとともに、その修補を請求している。

資料 2-2 【記載例】

(専門委員・係属型)

争 点	<ul style="list-style-type: none">施工上のミスの有無(別添争点整理表※参照)及び水漏れとの因果関係本件ピアノ室の遮音性能が約定の程度に達しているか否か。 <p>※この記載例では省略</p>
推薦に当たつ ての希望	施工、音響を専門とする方を推薦していただきたい。
その他参考と なる事項	現地進行協議への立会をお願いする予定である。

一般社団法人日本建築学会への候補者推薦依頼（□調停委員□専門委員）

令和 年 月 日

依頼裁判所	地方裁判所事務局 <input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 人事課長				
専門分野					
人 数	人	人	人	人	人
候補者の 居住区域					
推薦に当たつ ての希望					

※該当する□にレ点をする。

資料3-2【記載例】
(確保型)

一般社団法人日本建築学会への候補者推薦依頼（□調停委員□専門委員）

令和●年●月●日

依頼裁判所	<input checked="" type="checkbox"/> 地方裁判所事務局 <input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 人事課長				
専門分野	構造	設備			
人 数	1人	1人	人	人	人
候補者の居住区域	<input checked="" type="checkbox"/> 市内又はその近郊で、 <input checked="" type="checkbox"/> 時間内で通勤可能な地域。				
推薦に当たつての希望	学者ではなく、現に業務を行っている方を推薦していただきたい。 また、専門分野の「設備」については、電気工事や空調設備に詳しい方を推薦していただきたい。				

※該当する□にレ点をする。

進行状況報告書

報告年月日	年 月 日
報告者	○○地方裁判所民事第○部○係 裁判所書記官 ○○ ○○
進行状況	事件番号令和○○年(○)第○○号事件の進行状況は以下のとおりです。
【鑑定】	<input type="checkbox"/> 鑑定人選任日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 鑑定書提出期限 年 月 日 <input type="checkbox"/> 鑑定書提出日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 事件終局日 年 月 日 終局事由 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 取下 <input type="checkbox"/> 認諾 <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 上訴日 年 月 日
【専門委員】	<input type="checkbox"/> 専門委員指定日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 事件終局日 年 月 日 終局事由 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 取下 <input type="checkbox"/> 認諾 <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 上訴日 年 月 日
備考	